

令和5年度 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）

申請書（請求書）・申立書は
こちらの冊子から切り離してご利用ください



【目次】

- p. 1 -子育て世帯生活支援特別給付金のご案内
- p. 3 -離婚した（又は協議中の）方、DV避難中の方へ
- p. 5 -申請先・お問い合わせ・申請期間・注意事項
- p. 6 -子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給要件別必要書類

様式

- p. 7 -様式A「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書（請求書）」
- p. 9 -様式A「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書（請求書）」記載例
- p. 11-様式B「簡易な収入見込額の申立書【家計急変者】」
- p. 13-様式B「簡易な収入見込額の申立書【家計急変者】」記載例
- p. 15-様式C「簡易な所得見込額の申立書【家計急変者】」
- p. 17-様式C「簡易な所得見込額の申立書【家計急変者】」記載例
- p. 19-個人住民税（均等割）の非課税（相当）限度額



子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します!

1. 支給対象者 次の①または②に該当する方

① **令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の支給対象者**であった方
(申請の要否に関わらず、前回の給付金を受け取った方又は受け取りを拒否した方)

② **令和5年3月31日時点で**
18歳未満の児童(障がいのある児童は**20歳未満**)を養育する父母等
(※令和6年2月末までに生まれた新生児も対象になります。)
であって、
令和5年度住民税(均等割)が非課税、または令和5年1月1日
以降の家計が急変し、**住民税非課税相当**の収入となった方

- ▶ ひとり親世帯分の給付金を受給した方は除きます。
- ▶ 支給要件の詳細は、この冊子の6ページをご覧ください。
- ▶ 令和5年度所得が未申告の方は、住民税(均等割)の課税状況の確認ができないため、お早めに申告をお願いします。申告の方法は、新潟市市民税課にお問い合わせください。

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

◎支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。

必ず次ページの支給手続きをご確認ください。

■ 各区役所健康福祉課 (受付時間:平日8:30~17:30)

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| ・ 北区健康福祉課 : 025-387-1335 | ・ 秋葉区健康福祉課 : 0250-25-5683 |
| ・ 東区健康福祉課 : 025-250-2330 | ・ 南区健康福祉課 : 025-372-6351 |
| ・ 中央区健康福祉課 : 025-223-7230 | ・ 西区健康福祉課 : 025-264-7340 |
| ・ 江南区健康福祉課 : 025-382-4353 | ・ 西蒲区健康福祉課 : 0256-72-8389 |

■ こども家庭庁コールセンター

0120-400-903 (受付時間:平日9:00~18:00)

市HPは
こちらから 



3. 給付金の支給手続き

I. 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」の支給対象者であった方

II. 令和5年4月分以降の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方（対象児童が4月1日以降の転入者である場合を除く）

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 児童手当と特別児童扶養手当の両方を受給している方は、**児童手当を支給している口座に振り込み**ます。
振込人名は「**ニイガタシ セイカツシエン**」です。通帳でご確認ください。

◎次の場合に該当する方は、必要書類を各区役所健康福祉課・各出張所の窓口へお早めにご提出ください。各種届出の様式は、新潟市HPよりご確認ください。

- ▶ 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」を受給した口座を変更・解約等している場合、支給口座登録等の届出書を提出してください。
→本給付金の支給は口座変更手続きを完了した翌月以降となります。
※児童手当・特別児童扶養手当の口座変更がお済の方は手続き不要です。
- ▶ 本給付金の受給を辞退する場合、受給辞退の届出書を提出してください。
→本給付金の支給手続き後に届出書が提出された場合は、本給付金を返還していただくこととなります。

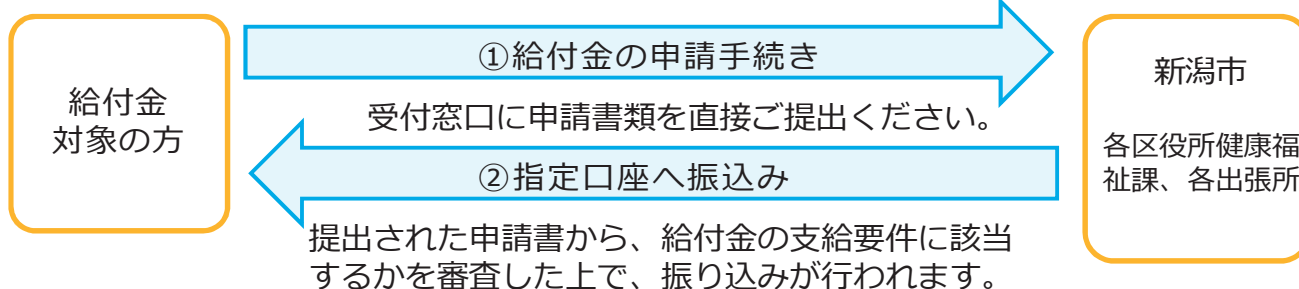
III. 上記 I、II 以外の方（例. 高校生のみ養育している方※1、家計が急変した方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに各区役所健康福祉課・各出張所※2の窓口**に直接ご提出**ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して**指定口座に振り込み**ます。

※1) 高校生のみ養育している方とは…

児童手当は0歳～中学校修了前児童まで、特別児童扶養手当（障がいのある児童に対する手当）は20歳未満の児童までを対象としているため、いずれの手当の対象にもならない中学校修了した障がいのない児童のみを養育している方のことをいいます。

※2) 出張所は北区・東区・中央区・西区のみ受付可能です。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村やこども家庭庁（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

子育て世帯生活支援特別給付金

離婚した(又は協議中の)方、DV避難中の方へ

離婚やDV避難により配偶者と別居して子育てをするようになった方へ

- ✓ 離婚した方、離婚協議中で配偶者と別居中の方、DV避難中の方は、「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)」をご自身が受給できる可能性があります。
- ✓ DV避難中の場合、申出により配偶者への給付金支給を差止めできる可能性があります。
- ✓ 配偶者が既に給付金を受け取ってしまっている場合でも、別途要件を満たせば(離婚成立・DV保護命令等)、ご自身がひとり親世帯分給付金を受給できる可能性があります。

→ お住まいの区の区役所健康福祉課にてお早めにご相談ください

詳しくは次ページ参照

子育て世帯生活支援特別給付金の概要

以下の支給対象者に、児童1人あたり **5万円** を支給

(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)

①または②に当てはまる方 (ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① **令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者**であった方

- ②
- 令和5年3月31日時点で**18歳未満**の児童(障がいのある児童は**20歳未満**)を養育する父母等(令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象。)であって
 - 令和5年度**住民税(均等割)が非課税**、または令和5年1月1日以降の家計が急変し、**住民税非課税相当**の収入となった方

(ひとり親世帯分)※1

以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① **令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方**
- ② 公的年金等※2を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方※3
- ③ 家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※1) 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります。

※2) 「公的年金等」とは、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。

※3) 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和5年3月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されていたと推測される方も対象となります。

こんなときはどうなるの？

Q. 4月以降に子どもを連れて離婚しました(離婚前提で別居しました)。(元)配偶者は低所得ではないため、給付金対象外(または未受給)です。私は所得等の要件は満たしていますが、どうすれば受給できますか？

- A. ▶ (元)配偶者が児童手当受給者の場合、**児童手当の受給者変更手続きを行っていただくことで、本給付金を申請不要で受給できる場合があります。**
(元)配偶者が児童手当受給者でない場合(子どもが高校生のみで、児童手当の支給対象児童がない場合など)は、**本給付金の申請手続きのみ行ってください。**
※ 本給付金の申請期限は令和6年2月末です。

Q. 児童手当の受給者変更は離婚成立後でないとできませんか？

- A. ▶ 離婚協議中で別居している場合、DV避難中の場合等も変更できる場合があります。

離婚協議中であることを明らかにできる書類(一例、児童手当準拠)



- 協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本
- 公的機関が発行した書類(家庭裁判所における事件係属証明書など)
- 弁護士等、第三者により作成された書類
(離婚協議における申請者の代理人である弁護士から申請者に宛てた離婚協議の進捗状況に係る報告書など)

など、離婚意思が相手方に表明されていることが客観的に確認できる書類

Q. 配偶者からDVを受け、子どもを連れて避難しています。配偶者が給付金を受給しないようにできますか？

- A. ▶ お住まいの区の区役所健康福祉課窓口にて、DV避難中である旨お申し出ください。**配偶者に既に給付金が支給済みでなければ、支給を差止めできます。**また、住民票を移していない場合も、お住まいの区で手続きできます。

DV避難中であることを明らかにできる書類(一例、児童手当準拠)



- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本及び確定証明書 等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置(閲覧制限等)の決定通知書
(+ 配偶者の健康保険の扶養外又は別世帯で国保加入となること)

Q. (元)配偶者が給付金受給済みです。私は給付金を受給できませんか？

- A. ▶ 別途要件を満たせば(離婚成立又はDV保護命令が出ていること等)、同額のひとり親世帯分給付金を受給できます。ひとり親世帯分の「家計急変」時の手続きに沿って、**申請を行ってください(申請期限:令和6年2月末)。**

問い合わせ先

- こども家庭庁 コールセンター
0120-400-903 (受付時間:平日9:00~18:00)
- 各区役所健康福祉課
この冊子の5ページを参照

市HPは
こちらから☞



《申請先・お問い合わせ》

各区役所健康福祉課、各出張所※にて受付できます（連絡所では受付できません）。

※出張所窓口は、北区・東区・中央区・西区の出張所に限ります。
次ページに記載の必要書類をそろえて窓口までご提出ください。

区役所	住所	電話番号
北区役所健康福祉課児童福祉係	北区東栄町 1-1-14	025-387-1335
東区役所健康福祉課児童福祉担当	東区下木戸 1-4-1	025-250-2330
中央区役所健康福祉課児童福祉係	中央区西堀通 6 番町 866	025-223-7230
江南区役所健康福祉課児童福祉係	江南区泉町 3-4-5	025-382-4353
秋葉区役所健康福祉課児童福祉係	秋葉区程島 2009	0250-25-5683
南区役所健康福祉課児童福祉係	南区白根 1235	025-372-6351
西区役所健康福祉課児童福祉担当	西区寺尾東 3-14-41	025-264-7340
西蒲区役所健康福祉課児童福祉係	西蒲区巻甲 2690-1	0256-72-8389

《申請期間》

令和5年6月26日（月） ～ 令和6年2月29日（木）

《注意事項》

- ◇ 書類に不足、不備等があり提出期限内に改善されない場合は、本給付金を支給することができません。
- ◇ 新潟市が支給決定をした後、振込不能等の事由により支払が完了せず、期限内に申請・請求者に連絡・確認できない場合は、当該申請が取下げられたものとみなします。

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分） 支給要件別必要書類

■申請不要※1の方

- ・①を満たす方
 - ・令和5年度住民税均等割が非課税で、かつ次の②または③を満たす方
- 新潟市より案内通知を発送します

①令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給対象者であった方

②令和5年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者

③令和5年5月分以降の児童手当または特別児童扶養手当の認定を新たに受けた方
または増額請求の認定を受けた方※2

◎令和6年2月29日までに生まれた新生児も対象となります。

※1) 公務員の方は、上記②（特別児童扶養手当受給者を除く）または③に該当する場合であっても申請が必要です。所属庁からの証明を受けたうえで「様式A」（p.7）を提出してください。

※2) 新規または増額の対象となる児童が、令和5年4月1日以降の転入者である場合は、申請が必要です。転入前の市区町村より本給付金を受給済みでない場合は、「様式A」（p.7）を提出してください。

■申請手続きが必要な方

【様式A（p.7）の提出が必要な方】

① 令和5年3月31日時点で平成17年4月2日から平成20年4月1日までに出生した子のみ（児童手当及び特別児童扶養手当の支給対象とならない児童）を養育しており、かつ令和5年住民税均等割が非課税の方

② 令和5年4月1日以降に転入した令和5年5月分以降の児童手当または特別児童扶養手当の新規受給者であり、かつ令和5年度住民税均等割が非課税の方

③ 令和5年4月1日以降に平成17年4月2日から平成20年4月1日までに出生した子を養育し始めた方で、かつ令和5年度住民税均等割が非課税の方

【様式A（p.7）+ 様式B（p.11）または※ 様式C（p.15）の提出が必要な方】

申請時点で平成17年4月2日（特別児童扶養手当の認定を受けた子については、平成15年4月2日）から令和6年2月29日までに出生した子を養育しており、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年度住民税均等割が非課税相当の収入となった方

※まずは「様式B」（収入ベース）で支給要件の確認をしてください。ここで支給要件を満たさなかった場合は、所得ベースで計算すると支給要件を満たす場合があるため、「様式C」で再度計算してください。

- 給与収入がある場合は、給与明細書などの収入額が分かる書類、事業収入または不動産収入がある場合は、帳簿などの収入額が分かる書類を添付してください。また、公的年金収入（非課税除く）がある場合は、年金振込通知書などの年金支給額が分かる書類を添付してください。
- 対象児童との関係が未成年後見人、里親、その他養育者である場合は、それぞれ確認書類が別途必要となる場合があります。詳しくは「様式A」の「表A」の注記（p.8）をご覧ください。

低所得の子育て世帯に対する
子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)申請書(請求書)

(あて先)新潟市長

記入日	令和 年 月 日
※受付日	令和 年 月 日

※の欄は記入する必要はありません。

以下の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

【誓約・同意事項】

各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)(以下「給付金(ひとり親世帯以外分)」という。)の支給要件に該当します。
- 給付金(ひとり親世帯以外分)の支給要件の該当性を審査等するため、新潟市が必要な住民基本台帳情報、税情報、児童手当受給状況等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、新潟市において支給決定をした後は、給付金(ひとり親世帯以外分)の請求書として取り扱います。
- 新潟市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月15日までに、新潟市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯以外分)が支給されないことに同意します。
- 給付金(ひとり親世帯以外分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯以外分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯以外分)を返還します。
- 同一児童について給付金(ひとり親世帯分)または給付金(ひとり親世帯以外分)を受給済みではありません(受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯以外分)を返還します)。

1. 申請・請求者、配偶者等

(フリガナ)		生年月日	現住所
氏名		年 月 日	電話 ()
令和5年1月1日 時点の住所 (現住所と異なる場合)		令和5年3月31日 時点の住所 (現住所と異なる場合)	申請者の個人番号(マイナンバー) (12桁)
配偶者等氏名	同居・別居 の別	別居の場合は住所を記載	配偶者等の個人番号(マイナンバー) (12桁)
	同居・別居		

(注1) 配偶者等の欄は、2人以上で児童を養育している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人、父母指定者等をいいます。
(注2) 配偶者等が複数人いる場合は、上記以外の配偶者等の氏名、同居・別居の別、別居の場合は住所、マイナンバーを別紙で記入し提出してください。

2. 支給要件

次の(1)および(2)のそれぞれについて該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を記入してください。

(1) 養育要件		(2) 所得要件	
<input type="checkbox"/>	① 児童手当対象児童を養育【公務員以外】	<input type="checkbox"/>	① 令和5年度分の市町村民税均等割が非課税
<input type="checkbox"/>	① " 【公務員】	<input type="checkbox"/>	② ①以外の家計急変(※)
<input type="checkbox"/>	② 特別児童扶養手当対象児童を養育	(※) 家計急変とは、1年間の収入見込額(令和5年1月から令和6年2月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。)又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。)が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である場合をいいます。	
<input type="checkbox"/>	③ 中学校修了後(15歳年度末)～18歳年度末までの児童を養育		

3. 給付金申請児童等

今回、給付金を申請する児童について、申請時点の状況を次ページ表Aに記入してください。
また、既に令和5年度中に本給付金(「ひとり親世帯分」または「ひとり親世帯以外分」)を受給したことがある場合は、次ページ表Bにその対象となった児童の氏名を記入してください。

(次ページにつづきます。)

表A 今回、給付金の支給を申請する児童について記入してください。

(フリガナ)		続柄	生年月日	同居・別居の別	住所 (別居の場合)	監護の有無	生計関係	児童手当対象児童(申請中含む)	特別児童扶養手当対象児童(申請中含む)
氏名	氏名								
1			年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持		
2			年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持		
3			年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持		
4			年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持		
5			年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持		

※「続柄」の欄は、申請者と児童の関係性について次のイ～ロのいずれかを記入してください。また、必要な書類を提出してください(各種申立書は市HPまたは申請受付窓口にて配布しています)。なお、既に対象児童について新潟市において児童手当の認定を受けている場合(申請中含む)は、書類の提出は不要です。

イ. 父母 → 別居する児童を監護している場合は、別居する児童が属する世帯の世帯主の氏名、児童からみた世帯主の続柄が分かる住民票の写し
 ロ. 未成年後見人 → 対象児童の戸籍抄本等、対象児童の実親の状況(氏名、存否、住所)が分かる資料、未成年後見人である旨の申立書
 ハ. その他養育者 → 養育申立書

ニ. 里親 → 対象児童が委託されていることを明らかにすることができる書類

※「生計関係」の欄は、次によって記入してください。

1)「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人または父母指定者である場合で、請求者とその子と生計を同じくしている場合に○で囲んでください。
 2)「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者とその子の生計を維持している場合に○で囲んでください。

※「児童手当対象児童(申請中含む)」、「特別児童扶養手当対象児童(申請中含む)」欄は、対象児童が児童手当、特別児童扶養手当の支給対象者である(申請中含む)場合に○を記入してください。

表B 重複支給の確認等のため、既に給付金を受給している場合は、給付金の対象となった児童の氏名を記入してください。
(以下の児童については、今回の給付金の支給対象とはなりません)

氏名	氏名	氏名
1	2	3

4. 申請額・請求額

対象児童数 (表Aの人数)	人	申請額・請求額	円
------------------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「3. 給付金申請児童等」の表Aに記入した今回支給申請をする人数になります。

※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合 : 50,000円 × 3人 = 150,000円

5. 受取口座

ア【受取口座記入欄】に必要事項を記入し、振込先金融機関口座確認書類(通帳の写し等)を添付してください。

※申請時点で、新潟市において児童手当の認定を受けている方(申請中含む)は、必要事項の記入及び書類の添付は不要です。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
金融機関コード	支店コード	1 普通		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
		2 当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

イ 世帯主(申請者)名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)

※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。

(公務員の方のみ) ※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

公務員児童手当受給状況証明欄

証明欄 附番

上記の申請・請求者は、上記(3. 表A) 人の対象児童に係る

であることについて証明します。

令和 年 月 日 証明者

証明事務担当
担当課(室)・担当係
電話番号

※ここから下は記入する必要はありません。

処理欄	本人確認	税確認	受付場所	受付者	内容審査	入力処理	審査結果
		添付書類 1 申請者と児童の関係性が分かる書類 2 通帳等の写し 3 様式B または 様式C ※申立てを行う収入(所得)に係る給与明細書、帳簿、年金振込通知書等の添付必要 4 その他()					

誓約・同意事項をよくご確認の上、全ての項目に✓を記入していることを確認してください。

児童を養育している方のうち、主たる生計維持者（基本的に所得の高い方。児童手当等を受給している方は受給者）を申請者としてください。

現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる方は、1月1日時点の住所を記入してください。

現住所と令和5年3月31日時点の住所が異なる方は、3月31日時点の住所を記入してください。

「配偶者等」がいる方は、配偶者等の氏名、同居・別居の別、別居の場合は住所を記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人、父母指定者等をいいます。

申請者について(1)に該当するものに✓を記入してください。(複数可)

申請者について(2)に該当するものに✓を記入してください。(どちらかに✓)

様式第3号(第7条関係) 様式A

**低所得の子育て世帯に対する
子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)申請書(請求書)**

(あて先) 新潟市長

記入日	令和	○	年	○	月	○	日
※受付日	令和	年	月	日			

※の欄は記入する必要はありません。

以下の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

【誓約・同意事項】

各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)(以下「給付金(ひとり親世帯以外分)」という。)の支給要件に該当します。
- 給付金(ひとり親世帯以外分)の支給要件の該当性等を審査するため、新潟市が必要な住民基本台帳情報、税情報、児童手当受給状況等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、新潟市において支給決定をした後は、給付金(ひとり親世帯以外分)の請求書として取り扱います。
- 新潟市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年3月17日までに、新潟市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯以外分)が支給されないことに同意します。
- 給付金(ひとり親世帯以外分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯以外分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯以外分)を返還します。
- 同一児童について給付金(ひとり親世帯分)または給付金(ひとり親世帯以外分)を受給済みではありません(受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯以外分)を返還します)。

1. 申請・請求者、配偶者等

(フリガナ)		生年月日	現住所
氏名			
ニイガタ タロウ			新潟市中央区学校町通1番町602-1
新潟 太郎	平成元 年 10 月 16 日	電話 025 (226) 1000	
令和5年1月1日 時点の住所 (現住所と異なる場合)	令和5年3月31日 時点の住所 (現住所と異なる場合)	申請者の個人番号(マイナンバー) (12桁)	
		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
配偶者等 氏名	同居・別居 の別	別居の場合は住所を記載	配偶者等の個人番号(マイナンバー) (12桁)
新潟 花子	同居・別居		0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9

(注1) 配偶者等の欄は、2人以上で児童を養育している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人、父母指定者等をいいます。
(注2) 配偶者等が複数人いる場合は、上記以外の配偶者等の氏名、同居・別居の別、別居の場合は住所、マイナンバーを別紙で記入提出してください。

2. 支給要件

次の(1)および(2)のそれぞれについて該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を記入してください。

<p>(1) 養育要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> ① 児童手当対象児童を養育【公務員以外】 <input type="checkbox"/> ① " 【公務員】 <input type="checkbox"/> ② 特別児童扶養手当対象児童を養育 <input checked="" type="checkbox"/> ③ 中学校修了後(15歳年度末)～18歳年度末までの児童を養育 	<p>(2) 所得要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> ① 令和5年度分の市町村民税均等割が非課税 <input type="checkbox"/> ② ①以外の家計急変 (※) <p style="font-size: x-small;">(※) 家計急変とは、1年間の収入見込額(令和5年1月から令和6年2月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。)又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。)が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である場合をいいます。</p>
---	--

3. 給付金申請児童等

今回、給付金を申請する児童について、申請時点の状況を次ページ表Aに記入してください。また、既に令和5年度中に本給付金(「ひとり親世帯分」または「ひとり親世帯以外分」)を受給したことがある場合は、次ページ表Bにその対象となった児童の氏名を記入してください。

(次ページにつづきます。)

今回給付金を申請する児童について、申請時点の状況を記入してください。

既に「申請なしの支給」などにより給付金を受けている場合、また、市町村から給付金の申込書を受け取り、支給を待っている場合、対象となった児童の氏名を記入してください。

(注)表Bに記入された児童は、今回の給付金の対象とはなりません。


今回の給付金の対象児童数は、「表A」に記入した児童の人数を記入してください。

児童手当の認定を受けている方は原則Aを選択してください。

児童手当の認定を受けていない方はAまたはIを選択してください。

Iを選択した場合は、事前に公金受取口座の登録が必要です。

「公金受取口座」の概要及び登録はこちら



本欄は公務員の方のみ使用します。公務員以外の方は記入不要です。

公務員の方は、申請書に必要事項を記入の上、所属庁に提出し、証明記載を受けてください。

表A 今回、給付金の支給を申請する児童について記入してください。

氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合)	児童手当対象児童(申請含む)	特別児童扶養手当対象児童(申請含む)
					有・無	有・無
1 ニイガタ ハルコ 新潟 春子	イ	平成29年 4月 4日	同居 別居	△△市△△丁目△△番地	有 無	有 無
2 ニイガタ ナツオ 新潟 夏男	ロ	令和元年 8月 3日	同居 別居		有 無	有 無
3 ニイガタ アキコ 新潟 秋子	ハ	令和5年 5月 5日	同居 別居		有 無	有 無
4		年 月 日	同居 別居		有 無	有 無
5		年 月 日	同居 別居		有 無	有 無

※「続柄」欄は、申請者と児童の関係性について次のイ～ニのいずれかを記入してください。また、必要な書類を提出してください(各種申請書は市HPまたは申請受付窓口にて配布しています)。なお、既に対象児童について申請書が提出されている児童(申請書が提出済みの児童)は、重複の申請は不要です。

イ、父母 → 別居する児童を養育している場合は、別居する児童が属する世帯の世帯主の氏名、児童からみた世帯主の続柄が分かる住民票の写し
ロ、未成年後見人 → 対象児童の戸籍抄本等、対象児童の養育の状況(氏名、存否、住所)が分かる資料、未成年後見人である旨の申請書
ハ、その他養育者 → 養育申請書
ニ、里親 → 対象児童が委託されていることを明らかにすることができる書類

※「生計関係」欄は、次によって記入してください。

1)「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人または父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしている場合に○で囲んでください。
2)「養育」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持している場合に○で囲んでください。
3)「児童手当対象児童(申請含む)」「特別児童扶養手当対象児童(申請含む)」欄は、対象児童が児童手当、特別児童扶養手当の支給対象である(申請含む)場合に○を記入してください。

表B 重複支給の確認等のため、既に給付金を受給している場合は、給付金の対象となった児童の氏名を記入してください。(以下の児童については、今回の給付金の支給対象とはなりません)

氏名	氏名	氏名
1	2	3

申請額・請求額は、「対象児童数×5万円」で計算してください。

4. 申請額・請求額

対象児童数(表Aの人数)	3 人	申請額・請求額	150,000 円
--------------	-----	---------	-----------

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「3. 給付金申請児童等」の表Aに記入した今回支給申請をする人数になります。
※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合：50,000円 × 3人 = 150,000円

5. 受取口座

A【受取口座記入欄】に必要事項を記入し、振込先金融機関口座確認書類(通帳の写し等)を添付してください。

※申請時点で、新潟市において児童手当の認定を受けている方(申請中含む)は、必要事項の記入及び書類の添付は不要です。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(フリガナのみ)
ほのわ	みのり	1普通 2当座	99999999	ニイガタ タロウ

※ゆづり銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁) (通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

I 世帯主(申請者)名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)

※マイナンバー等から公金受取口座を登録していることが必要。

(公務員の方のみ) ※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

公務員児童手当受給状況証明書

上記の申請・請求者は、上記(3. 表A) 3人の対象児童に係る

令和〇年〇月分の児童手当の受給資格の認定を受けた者

であることについて証明します。

令和 〇年 〇月 〇日 証明者

証明事務担当 担当課(室)・担当係 電話番号

※ここから下は記入する必要はありません。

本人確認	添付書類	1 申請者と児童の関係性が分かる書類 2 通帳等の写し 3 様式Bまたは様式C ※申立てを行う収入(所得)に係る給与明細書、帳簿、年金振込通知書等の添付必要 4 その他 ()					
処理欄	住記確認	税確認	受付場所	受付者	内容審査	入力処理	審査結果
							支給・不支給

簡易な収入見込額の申立書 【家計急変者】

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書（様式A）」と一緒にご提出ください。
- 下記にある【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

① 下記にチェック (☑) してください。

食費等の物価高騰の影響により、家計が急変しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。
※申請者 (③-1、③-2で収入が高い方) が食費等の物価高騰の影響により、家計が急変した場合にチェックしてください。

②-1 申請者の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和 年 月		注意事項		
収入	給与収入【A】		円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】		円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】		円	※公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A + B + C】			円	※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記入不要です。



③-1 申請者の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（申請者） 円

②-2 配偶者等の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和 年 月 (※基本的に②申請者と同じ「年月」としてください)		注意事項		
収入	給与収入【A】		円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】		円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】		円	※公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A + B + C】			円	※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記入不要です。



③-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（配偶者等） 円

④ ③-1（申請者）の年間収入見込額が③-2（配偶者等）より高いことを確認して、申請者について限度額を記入してください。

非課税相当収入限度額 円

※ ③-1（申請者）の年間収入見込額が③-2（配偶者等）より高いことを確認して、申請者について非課税相当収入限度額を記入してください。
※ 限度額は、下の早見表から、申請者の申請時点の「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。
※ 申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税収入限度額は204.3万円とさせていただきます。
※ 給与収入、事業収入等、いずれの収入についても以下の早見表を利用してください。

<早見表>

世帯の人数（注）	非課税相当収入限度額
2人（例）夫婦1人	146.9万円
3人（例）夫婦2人	187.7万円
4人（例）夫婦3人	232.7万円
5人（例）夫婦4人	277.7万円
6人（例）夫婦5人	322.7万円

（注）世帯人数は、以下の合計人数です。
 ・申請者本人
 ・同一生計配偶者（収入金額103万円以下の者）
 ・扶養親族（16歳未満の者も含む）
 ・世帯人数が7人以上の場合は19ページの表をご覧ください。

→【要件2】申請者について、③-1 年間収入見込額が ④非課税相当収入限度額以下であること。
※表面の【要件2】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」（様式C）の要件を満たすことにより支給の対象となる場合があります。

（次ページに続きます）

【確認事項】（各項目のチェック欄（□）に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。）

- 【要件】に該当します。 収入額が分かる書類（給与明細書や年金額改定通知書等）を提出しています。
（注）収入が0円の場合は、別途、自身の収入の状況等の詳細について記載した申立書の提出を求める場合があります。
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 給付金（ひとり親世帯以外分）の支給要件の該当性等を審査等するため、新潟市が必要な申請者及び配偶者等の住民基本台帳情報、税情報、公的年金情報、児童手当受給状況等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。
令和 年 月 日

申請者氏名

配偶者等氏名

簡易な収入見込額の申立書
【家計急変者】

様式第4号(第7条関係)

申請者（児童を養育する方のうち、年間収入見込額の高い方）について、家計の急変が食費等の物価高騰の影響である場合✓を記入してください。

家計の急変が食費等の物価高騰の影響ではない場合、本給付金の対象とはなりません。

なお、※は、例えば、③-1と③-2の収入比較の結果、令和4年度分の市町村民税均等割が課税のため給付金の支給対象とならなかった児童手当の受給者の方が収入が低く、その配偶者等の方が収入が高いため「申請者」となる場合は、児童手当の受給者（この申立書では申請者ではなく配偶者等となる）のみが食費等の物価高騰の影響により家計が急変していても「要件1」に該当することとなります。

申請者は②-1に、配偶者等は②-2に、令和5年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。また、金額が確認できる書類（給与明細書、事業収入の帳簿など）を提出してください。

収入は、給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入のみを記入することとし、それ以外の収入は記入する必要ありません。

また、非課税のもの、臨時的なもの（賞与等）は各収入には含めません。

申請者は③-1に、配偶者等は③-2に、任意の1か月の収入合計額（A+B+C）を12倍した年間収入見込額を記入してください。

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書（様式A）」と一緒にご提出ください。
- 下記にある【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

① 下記にチェック（☑）してください。

食費等の物価高騰の影響により、家計が急変しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。

※申請者（③-1、③-2で収入が高い方）が食費等の物価高騰の影響により、家計が急変した場合にチェックしてください。

②-1 申請者の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。			
令和	年	月	注意事項
収入	給与収入【A】	165,000	円 ※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】		円 ※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】		円 ※公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A+B+C】		165,000	円 ※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。

※上記以外の収入については記入不要です。

×12

③-1 申請者の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。		
年間収入見込額（申請者）	1,980,000	円

②-2 配偶者等の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。				
令和	年	月	（※基本的に②申請者と同じ「年月」としてしてください）	注意事項
収入	給与収入【A】			円 ※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】	66,000		円 ※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】			円 ※公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A+B+C】		66,000		円 ※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。

※上記以外の収入については記入不要です。

×12

③-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。		
年間収入見込額（配偶者等）	792,000	円

④ ③-1（申請者）の年間収入見込額が③-2（配偶者等）より高いことを確認して、申請者について限度額を記入してください。		
非課税相当収入限度額	2,327,000	円

※ ③-1（申請者）の年間収入見込額が③-2（配偶者等）より高いことを確認して、申請者について非課税相当収入限度額を記入してください。

※ 限度額は、下の早見表から、申請者の申請時点の「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。

※ 申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税収入限度額は204,3万円としてください。

※ 給与収入、事業収入等、これらの収入についても以下の早見表を利用してください。

<早見表>

世帯の人数（注）	非課税相当収入限度額
2人（例）夫婦1人	146,9万円
3人（例）夫婦2人	187,7万円
4人（例）夫婦3人	232,7万円
5人（例）夫婦4人	277,7万円
6人（例）夫婦5人	322,7万円

（注）世帯人数は、以下の合計人数です。

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者（収入金額103万円以下の者）
- ・扶養親族（16歳未満の者も含む）
- ・世帯人数が7人以上の場合は19ページの表をご覧ください。

→【要件2】申請者について、③-1 年間収入見込額が ④非課税相当収入限度額以下であること。

※表面の【要件2】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」（様式C）の要件を満たすことにより支給の対象となる場合があります。

（次ページに続きます）

③-1（申請者）と③-2（配偶者等）を比べ、③-1（申請者）の方が高いことを確認してください（今回の給付金は収入金額が高い方を申請者としております。）。

申請者について、早見表を使って、申請時点の世帯の状況から限度額を確認して、金額を記入してください。

最後に、③-1（申請者の年間収入見込額）と④（申請者の限度額）を比べ、③-1の方が低い（＝非課税相当である）ことを確認してください。

確認事項を全てご確認の上、全ての項目に✓を記入してください。

また、申請者および配偶者等の氏名を記入（署名）してください。

【確認事項】（各項目のチェック欄（□）に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。）

- 【要件】に該当します。 収入額が分かる書類（給与明細書や年金額改定通知書等）を提出しています。
(注) 収入が0円の場合は、別途、自身の収入の状況等の詳細について記載した申立書の提出を求める場合があります。
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 給付金（ひとり親世帯以外分）の支給要件の該当性等を審査等するため、新潟市が必要な申請者及び配偶者等の住民基本台帳情報、税情報、公的年金情報、児童手当受給状況等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。
令和○年○月○日

申請者氏名 新潟 太郎（※署名）

配偶者等氏名 新潟 花子（※署名）

簡易な所得見込額の申立書 【家計急変者】

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書（様式A）」と一緒にご提出ください。
- 下記にある【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

① 下記にチェック (☑) してください。

食費等の物価高騰の影響により、家計が急変しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。

※申請者（次ページの（5）で所得が高い方）が食費等の物価高騰の影響により、家計が急変した場合にチェックしてください。

②-1 申請者の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和__年__月		円	注意事項
収入	給与収入【A】		※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】		※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】		※公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A + B + C】			※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記載不要です。



③-1 申請者の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（申請者）	円
--------------	---

②-2 配偶者等の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和__年__月（基本的に②申請者と同じ「年月」としてください）		円	注意事項
収入	給与収入【A】		※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】		※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】		※公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A + B + C】			※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記載不要です。



③-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（配偶者等）	円
---------------	---

（参考：非課税相当収入限度額）

＜早見表＞

世帯の人数（注）	非課税相当収入限度額
2人（例）夫(婦)子1人	146.9万円
3人（例）夫婦子1人	187.7万円
4人（例）夫婦子2人	232.7万円
5人（例）夫婦子3人	277.7万円
6人（例）夫婦子4人	322.7万円

（注）世帯人数は、以下の合計人数です。

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者（収入金額103万円以下の者）
- ・扶養親族（16歳未満の者も含む）
- ・世帯人数が7人以上の場合は19ページの表をご覧ください。

（次ページに続きます）

④【要件2】に該当するか確認してください。

(1) 以下のフローチャートにより、要件2を確認してください。

(1) 申請者及び配偶者等それぞれの③の年間収入見込額をご記入ください。

収入	(申請者) 収入額	<input type="text"/>	円	(配偶者等) 収入額	<input type="text"/>	円
----	-----------	----------------------	---	------------	----------------------	---

(2) (1) 年間収入見込額のうち、給与収入にかかる給与所得控除の見込額(12か月分)をご記入ください。

控除	(申請者) 給与所得控除額	<input type="text"/>	円	(配偶者等) 給与所得控除額	<input type="text"/>	円
----	---------------	----------------------	---	----------------	----------------------	---

給与所得控除
※右の算定式より控除額を計算の上、ご記入ください。

- ①Aの額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
- ②Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ③Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- ④Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

(3) (1) 年間収入見込額のうち、事業収入、不動産収入にかかる必要経費の見込額(12か月分)をご記入ください。

控除	(申請者) 事業収入等の経費	<input type="text"/>	円	(配偶者等) 事業収入等の経費	<input type="text"/>	円
----	----------------	----------------------	---	-----------------	----------------------	---

事業収入等の経費

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください
- ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

(4) (1) 年間収入見込額のうち、公的年金等収入にかかる公的年金等控除の見込額(12か月分)をご記入ください。

控除	(申請者) 公的年金等控除	<input type="text"/>	円	(配偶者等) 公的年金等控除	<input type="text"/>	円
----	---------------	----------------------	---	----------------	----------------------	---

公的年金等控除
※右の算定式より控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

(5) 年間所得見込額を計算の上、ご記入ください。 (5) = (1) - ((2) + (3) + (4))

所得見込	(申請者) 年間所得見込額	<input type="text"/>	円	(配偶者等) 年間所得見込額	<input type="text"/>	円
------	---------------	----------------------	---	----------------	----------------------	---

(6) 申請者の方が(5)の金額が高いことを確認し、申請者の申請時点の世帯状況に応じた非課税所得限度額をご記入ください。

非課税相当額	(申請者) 非課税所得限度額	<input type="text"/>	円
--------	----------------	----------------------	---

※「申請者」と「配偶者等」の(5)年間所得見込額を比べ、申請者の方が高いことを確認してください。また、申請者について非課税所得限度額を記入してください。

※限度額は右の早見表から、申請時点の申請者についての「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。

※世帯人数は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

※申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税所得限度額は135万円としてください。

<早見表>

世帯の人数	非課税所得限度額
2人(例)夫(婦)子1人	91.9万円
3人(例)夫婦子1人	123.4万円
4人(例)夫婦子2人	154.9万円
5人(例)夫婦子3人	186.4万円
6人(例)夫婦子4人	217.9万円

※世帯人数が7人以上の場合は19ページの表をご覧ください。

→【要件2】申請者(所得が高い方)の(5)年間所得見込額が(6)非課税所得限度額以下であること。

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。)

- 【所得要件】に該当します。 収入額が分かる書類(給与明細書や年金額改定通知書等)を提出しています。(注)収入が0円の場合は、別途、自身の収入の状況等の詳細について記載した申立書の提出を求める場合があります。
- 控除額が分かる書類(帳簿等)を提出しています。(前ページの【B】欄に記入した場合のみ)
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の所得見込額が非課税所得限度額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 給付金(ひとり親世帯以外分)の支給要件の該当性等を審査等するため、新潟市が必要な申請者及び配偶者等の住民基本台帳情報、税情報、公的年金情報、児童手当受給状況等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名 _____

配偶者等氏名 _____

申請者（児童を養育する方のうち、年間所得見込額の高い方）について、家計の急変が食費等の物価高騰の影響である場合✓を記入してください。

家計の急変が食費等の物価高騰の影響とは関係がない場合、本給付金の対象とはなりません。

なお、※は、例えば、次ページ（5）の所得比較の結果、令和4年度分の市町村民税均等割が課税のため給付金の支給対象とならなかった児童手当の受給者の方が所得が低く、その配偶者等の方が所得が高いため「申請者」となる場合は、児童手当の受給者（この申立書では申請者ではなく配偶者等となる）のみが食費等の物価高騰の影響により家計が急変していても「要件1」に該当することとなります。

申請者は②-1に、配偶者等は②-2に、令和5年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。また、金額が確認できる書類（給与明細書、事業収入の帳簿など）を提出してください。

収入は、給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入のみを記入することとし、それ以外の収入は記入する必要ありません。

また、非課税のもの、臨時的なもの（賞与、給付金等）は各収入には含めません。

申請者は③-1に、配偶者等は③-2に、任意の1か月の収入合計額（A+B+C）を12倍した年間収入見込額を記入してください。

様式第4号(第7条関係)

簡易な所得見込額の申立書
【家計急変者】

様式C

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書（様式A）」と一緒に提出ください。
- 下記にある【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

① 下記にチェック（☑）してください。

食費等の物価高騰の影響により、家計が急変しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。

※申請者（次ページ（5）で所得が高い方）が食費等の物価高騰の影響により、家計が急変した場合にチェックしてください。

②-1 申請者の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和	○年	○月	注意事項	
収入	給与収入【A】			円
	事業収入又は不動産収入【B】		175,000	円
	年金収入【C】			円
	収入合計額【A+B+C】		175,000	円

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記載不要です。

×12

③-1 申請者の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（申請者）	2,100,000	円
--------------	-----------	---

②-2 配偶者等の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和	○年	○月	注意事項	
収入	給与収入【A】		80,000	円
	事業収入又は不動産収入【B】			円
	年金収入【C】			円
	収入合計額【A+B+C】		80,000	円

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記載不要です。

×12

③-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（配偶者等）	960,000	円
---------------	---------	---

（参考：非課税相当収入限度額）

世帯の人数（注）	非課税相当収入限度額
2人（例）夫婦2人	146.9万円
3人（例）夫婦3人	187.7万円
4人（例）夫婦4人	232.7万円
5人（例）夫婦5人	277.7万円
6人（例）夫婦6人	322.7万円

（注）世帯人数は、以下の合計人数です。

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者（収入金額103万円以下の者）
- ・扶養親族（16歳未満の者も含む）
- ・世帯人数が7人以上の場合は19ページの表をご覧ください。

（次ページに続きます）

申請者は前のページの③-1の金額を、配偶者等は③-2の金額を記入してください。

前のページの②-1で「給与収入」を記入した申請者は、給与収入の金額から給与所得控除額を計算して記入してください。給与控除額は、給与収入の金額にあてはまるものを右の①~④から選び、計算してください。

②-2で「給与収入」を記入した配偶者等も同様に給与所得控除額を記入してください。

前のページの②-1で「事業収入、不動産収入」を記入した申請者は、当該事業収入、不動産収入にかかる必要経費の見込額（12か月分）を記入してください。

また、当該経費が確認できる書類（帳簿等）を提出してください。

②-2で「事業収入、不動産収入」を記入した配偶者等も同様に必要経費の見込額を記入してください。

前のページの②-1で「年金収入」を記入した申請者は、年金収入の金額から公的年金等控除額を計算して記入してください。公的年金等控除額は、年金収入の金額にあてはまるものを選び、計算してください。

②-2で「年金収入」を記入した配偶者等も同様に公的年金等控除額を記入してください。

申請者と配偶者それぞれについて、年間所得見込額を記入して、申請者の方が高いことを確認してください。（所得金額が高い方を申請者としてください。）

①【要件2】に該当するか確認してください。
(1) 以下のフローチャートにより、要件2を確認してください。

(1) 申請者及び配偶者等それぞれの③の年間収入見込額をご記入ください。

収入	(申請者) 収入額	2,100,000	円	(配偶者等) 収入額	960,000	円
----	-----------	-----------	---	------------	---------	---

(2) (1) 年間収入見込額のうち、給与収入にかかる給与所得控除の見込額（12か月分）をご記入ください。

控除	(申請者) 給与所得控除額	0	円	(配偶者等) 給与所得控除額	550,000	円
----	---------------	---	---	----------------	---------	---

給与所得控除 ※右の算定式より控除額を計算の上、ご記入ください。

①Aの額のうち給与収入分が162.5万円以下	→ 5.5万円	③Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下	→ 給与収入分×30%+8万円
②Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下	→ 給与収入分×40%-10万円	④Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下	→ 給与収入分×20%+44万円

(3) (1) 年間収入見込額のうち、事業収入、不動産収入にかかる必要経費の見込額（12か月分）をご記入ください。

控除	(申請者) 事業収入等の経費	916,000	円	(配偶者等) 事業収入等の経費	0	円
----	----------------	---------	---	-----------------	---	---

事業収入等の経費 ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

(4) (1) 年間収入見込額のうち、年金収入にかかる公的年金等控除の見込額（12か月分）をご記入ください。

控除	(申請者) 公的年金等控除	0	円	(配偶者等) 公的年金等控除	0	円
----	---------------	---	---	----------------	---	---

公的年金等控除 ※右の算定式より控除額を計算の上、ご記入ください。

(65歳未満の方)	公的年金等収入分	→ 控除額
: 60万円以下	→ 公的年金等収入分の全額	
: 60万円超130万円未満	→ 60万円	
: 130万円以上410万円未満	→ 公的年金等収入分×0.25+27万5千円	
: 410万円以上770万円未満	→ 公的年金等収入分×0.15+68万5千円	
(65歳以上の方)	公的年金等収入分	→ 控除額
: 110万円以下	→ 公的年金等収入分の全額	
: 110万円超330万円未満	→ 110万円	
: 330万円以上410万円未満	→ 公的年金等収入分×0.25+27万5千円	
: 410万円以上770万円未満	→ 公的年金等収入分×0.15+68万5千円	

(5) 年間所得見込額を計算の上、ご記入ください。(5) = (1) - ((2) + (3) + (4))

所得見込	(申請者) 年間所得見込み額	1,184,000	円	(配偶者等) 年間所得見込み額	410,000	円
------	----------------	-----------	---	-----------------	---------	---

(6) 申請者の方が(5)の金額が高いことを確認し、申請者の申請時点の世帯状況に応じた非課税所得限度額をご記入ください。

非課税相当額	(申請者) 非課税所得限度額	1,234,000	円
--------	----------------	-----------	---

※「申請者」と「配偶者等」の(5)年間所得見込額を比べ、申請者の方が高いことを確認してください。また、申請者について非課税所得限度額を記入してください。
※限度額は右の早見表から、申請時点の申請者についての「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。
※世帯人数は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。
※申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税所得限度額は135万円としてください。
※世帯人数が7人以上の場合は19ページの表をご覧ください。

世帯の人数	非課税所得限度額
2人(例)夫婦1人	91.9万円
3人(例)夫婦1人	123.4万円
4人(例)夫婦2人	154.9万円
5人(例)夫婦3人	186.4万円
6人(例)夫婦4人	217.9万円

→【要件2】申請者(所得が高い方)の(5)年間所得見込額が(6)非課税所得限度額以下であること。

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。)

- 【所得要件】に該当します。 収入額が分かる書類(給与明細書や年金額改定通知書等)を提出しています。(注)収入が0円の場合は、別途、自身の収入の状況等の詳細について記載した申立書の提出を求められます。
- 控除額が分かる書類(帳簿等)を提出しています。(前ページの【B】欄に記入した場合のみ)
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の所得見込額が非課税所得限度額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 給付金(ひとり親世帯以外分)の支給要件の該当性等を審査等するため、新潟市が必要な申請者及び配偶者等の住民基本台帳情報、脱情報、公的年金情報、児童手当受給状況等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

令和〇年〇月〇日 申請者氏名 新潟 太郎 (※署名)
配偶者等氏名 新潟 花子 (※署名)

申請者について、早見表を使って、申請時点の世帯の状況から限度額を確認して、金額を記入してください。

最後に、(5)申請者の年間所得見込額と(6)申請者の限度額を比べ、(5)の金額の方が低い(=非課税相当である)ことを確認してください。

◎ 個人住民税（均等割）の非課税（相当）限度額

※新潟市の級地区分（2級地）により計算したもの

単位：千円

世帯の 人数	家族構成例	非課税限度額 (基本額※ ×世帯の人数+10万円+ 級地加算額※)	非課税相当収入限度額 (非課税限度額+給与所得控除額)
2	夫(婦)+子1人	919	1,469
3	夫婦+子1人	1,234	1,877
4	夫婦+子2人	1,549	2,327
5	夫婦+子3人	1,864	2,777
6	夫婦+子4人	2,179	3,227
7	夫婦+子5人	2,494	3,668
8	夫婦+子6人	2,809	4,061
9	夫婦+子7人	3,124	4,455

※基本額：2級地 31.5万円

※加算額：2級地 18.9万円

